

平成18年4月14日(金)
於・虎ノ門パストラル 新館4Fミント

水産政策審議会
第25回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第25回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成18年4月14日 午後2時00分

閉会 平成18年4月14日 午後3時00分

2. 出席した委員の氏名

委員 山下 東子 小林 嗣宜 桜本 和美 福島 哲男

三鬼 楠好 宮原 邦之

特別委員 市山 亮悦 伊藤 裕康 蟹 忠男 川端 勲

熊谷 拓治 中田 邦彦 本川 廣義 保田 綱男
山田 邦雄 吉川 修一

3. 水産庁側出席者

中前水産庁次長 五十嵐資源管理部長 井貫増殖推進部長 塚本漁政課長
武田管理課長 國府資源管理推進室長 山下遠洋課長 重研究指導課長
長尾栽培養殖課長

4. 諮問事項

諮問第103号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の
公示について

諮問第104号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網
漁業（太平洋の海域）の公示について

諮問第105号 平成18年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維
持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施す
べき人工ふ化放流に関する計画について

5. 報告事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく第二種特定海洋
生物資源に係る漁獲努力可能量配分量の消化状況報告について

6. 議 事

別紙のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

別紙のとおり

目 次

1. 開 会

2. 議 事

【諮問事項】

諮問第103号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

【諮問事項】

諮問第104号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について

【諮問事項】

諮問第105号 平成18年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

【報告事項】

- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく第二種特定海洋生物資源に係る漁獲努力可能量配分量の消化状況報告について
- ・指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令等の予定について

【その他】

3. 閉 会

1. 開 会

武田管理課長 定刻になりましたので、ただいまから第25回資源管理分科会を開催いたします。まず、委員の方々の出席状況について御報告させていただきます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員8名中、6名の方が出席されており、定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は成立いたしております。

なお、特別委員は15名中11名の方が出席されております。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、4月1日付で水産庁幹部の人事異動がございました。

管理課資源管理推進室長が異動となっておりますので、紹介をさせていただきます。

國府資源管理推進室長 國府でございます。よろしく申し上げます。

武田管理課長 それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第の下に資料1の委員名簿、資料2からが審議事項ですが、遠洋底びき網漁業の公示について、それから資料3、中型さけ・ます流し網漁業の公示についての資料、資料4がさけ及びますの人工ふ化放流計画についての資料、それから資料5として第二種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量に関する資料、最後に資料6として、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正に関して、以上でございますが、何か不備等がございましたら申し出ていただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、分科会長、審議の方をよろしくお願いいたします。

山下分科会長 どうもこんにちは。年度が改まりまして、水産庁の方でも人事の異動があったようでございますが、委員の皆様の方でもいろいろと年度初め、お忙しかったりするのではないかと思います。

ただ、春めいてまいりまして、また気分も新たに資源管理分科会を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

【諮問事項】

諮問第103号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

山下分科会長 それでは、早速ですが、議事に入ります。

諮問第103号の「漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長の山下でございます。よろしくお願いいたします。

資料2をお願いいたします。

最初に諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会 長 小 野 征 一 郎 殿

農林水産大臣 中 川 昭 一

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について（諮問第103号）

当該漁業について、漁業法第58条第1項の規定に基づき公示するとともに、当該公示にかかる許可の有効期間を当該許可の日から平成19年7月31日までと定めたいので、同条第3項、第58条の2第6項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚めくっていただきまして、説明でございます。

遠洋底びき網漁業の許可につきましては毎年公示をし、許可の有効期間1年ということでやってきておりますが、現在の許可の有効期間は7月31日をもって満了いたします。新たにこの8月1日から許可又は起業の認可を行うための公示をする必要があるということでございます。

従来と同じように、許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数、それから申請すべき期間、許可の有効期間を定めようとするものでございます。

2でございますが、許可又は起業の認可を行う隻数についてでございますが、平成17年は公示隻数は63隻ございましたが、申請数が公示隻数を下回りまして、11隻少ない52隻となっております。したがって、この実績から平成18年の公示隻数につきましては52隻としたいということでございます。

それから、許可の有効期間でございますが、引き続き1年ということで、平成18年8月1日から平成19年7月31日までの1年間といたしたいということでございます。

次のページに公示の内容、ただいま御説明申し上げたことが表にしております。隻数は52隻ということで、今年の63隻を11隻下回るものでございます。船舶の総トン数につきましては15トン以上ということでございます。操業区域については従来どおり日本の周辺の沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業の許可の水域以外の全水域ということでございます。操業期間はこの8月1日から19年の7月31日まででございます。申請期間でございますが、開始日につきましては公示の日といたしまして、終了日は開始日の3ヵ月後とする予定でございます。

次のページに告示の案として文章をずっとつけてございます。内容につきましては今御説明したとおりでございます。備考の方に許可の有効期間が1番にございます。それから1枚めくっていただきまして、備考の2以下には許可又は起業の認可に付す予定の制限又は条件の項目をずっと列挙しておりますが、これは昨年と全く同様でございます。

以上でございます。よろしく御審議、お願いいたします。

山下分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

どうぞ、中田委員。

中田特別委員 隻数が昨年よりも11隻ですか、減ったということですが、この理由は何があるのでしょうか。

山下分科会長 お願いします。

山下遠洋課長 昨年より11隻減ったことですが、この遠洋底びき網漁業のかつての大きな漁場でございますベーリング海でございますけれども、ここでは今、ベーリング公海で一時操業停止、モラトリアムになっておりまして、資源が回復すればまたできるという状況にあるわけですが、なかなかこのベーリング公海の資源回復が進んでこないということで、もう待てないということで、これまで認可でずっとされていた方々がもう申請されてこなかったということが主な理由であるというふうに理解をしております。

中田特別委員 船を売却するとか廃業するとか、そういうことではないのですか。持っているのだけれども、申請は今回はやめるということなのでしょうね。

山下遠洋課長 はい、起業の認可ということでございましたので、今御指摘のとおりでございます。

中田特別委員 わかりました。

山下分科会長 はい。

ほかにはいかがでしょうか……。よろしゅうございますか。

それでは、諮問第103号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

【諮問事項】

諮問第104号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
(太平洋の海域)の公示について

山下分科会長 次に諮問第 104 号の「漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公示について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長でございます。引き続き御説明申し上げます。資料の 3 によって御説明を申し上げます。

まず諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会 長 小 野 征 一 郎 殿

農林水産大臣 中 川 昭 一

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海域）の公 示
について

（諮問第 104 号）

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可 または起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許 可または起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示にかかる許可の有効 期間を平成 18 年 5 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までと定めたいので、漁業法第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1 ページめくっていただきまして説明に入らせていただきます。

中型さけ・ます流し網漁業で、今回、太平洋の海域を操業区域とするものについて公示をしようとするものであります。平成 17 年の公示隻数は 67 隻でございましたが、実際の許可の申請が参りました隻数は 61 隻でございました。当該漁業に依存しております漁業者数及び漁業調整上の問題を勘案した結果、平成 17 年の公示隻数から 6 隻を削減することが妥当であるというふうに考えまして、平成 18 年の許可または起業の認可をする隻数は 61 隻というふうにしたいと考えております。

操業区域、船舶の総トン数別の区分については従来どおりでございます。

次の 3 ページをごらんいただきたいと思えます。ただいま御説明申し上げた内容を表にしてございます。船舶の総トン数のところ、操業区域、それから操業期間、申請期間等でございますが、申請期間につきましては、表の中で 4 月 17 日から 4 月 24 日までとなっております。

ここでちょっと補足的に説明させていただきますと、中型さけ・ます流し網漁業の操業条件につきましてはロシアの 200 海里の中で操業する関係で、ロシアとの漁業交渉を経なければならないということでございます。3 月に東京で日ロ漁業合同委員会が開かれまして、大枠について話し合いがすでに持たれておりまして、モスクワで具体的な操業条件についての協議がちょうど現在行われているところでございます。5 月半ばの出漁を目指しまして、今、鋭意協議を行っているということでございます。大幅な操業条件の変更はないものと考えてはおりますが、交渉結果でございますので、多少の変化がある場合には、それに応じて操業条件を直していくということが必要になるかと思えます。従来、同じようなやり方でやっておりますけれども、基本的には操業条件につきましては従来ほとんど変更する必要なく来ているところでございます。

4 ページ以降、告示の案がでございます。これにつきましても従来と同じようにしてございます。

それから、5 ページの備考でございますけれども、許可の有効期間については 5 月 1 日かに 2 月 28 日まで、備考の 2 の方では、制限または条件として 4 項目を掲げてございますが、これも従来どおりでございます。

7 ページの方には操業水域の概略図ということで、ロシアの 200 海里の図を掲げさせていただ

ております。

中型さけ・ます流し網漁業の許可の公示についての説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

山下分科会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

今回のこの件につきましても、漁船の許可の数というのは若干減っているように思われますが、これは先ほど中田委員が質問されたときのそういう質問で言いますと、やはり許可を申請する数が減ったから減ったというような御説明になるのでしょうか。

山下遠洋課長 許可の隻数につきまして 61 隻ということをお願いしておりますけれども、これは昨年、67 隻で公示をいたしましたところ、実際に申請がありましたのが 61 隻であったということから、61 隻で今年はお願いですということでございます。

山下分科会長 ありがとうございます。

ほかには何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

それでは、諮問第 104 号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのようにいたします。

【諮問事項】

諮問第 105 号 平成 18 年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために
独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する
計画について

山下分科会長 次に、諮問第 105 号の「平成 18 年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について」、説明をお願いいたします。

長尾栽培養殖課長 水産庁栽培養殖課長でございます。よろしくをお願いいたします。

諮問第 105 号の説明に当たりまして、まず本諮問案に係る水産資源保護法第 20 条の一部改正について、御報告させていただきます。

本年 4 月 1 日、独立行政法人さけ・ます資源管理センターと独立行政法人水産総合研究センターの統合に伴い、水産資源保護法第 20 条第 1 項の計画に従って実施すべき人工ふ化放流の実施主体を水産総合研究センターと変更しております。また、統合後の水産総合研究センターが行うさけ類及びます類のふ化放流業務が個体群の維持のためのものに限定されたことから、本事業の目的が「さけ及びますの個体群の維持のために」と改められております。

それでは、資料 4 に基づき、諮問第 105 号の説明をさせていただきます。

まず諮問文を朗読いたします。

水産政策審議会

会 長 小 野 征 一 郎 殿

農林水産大臣 中 川 昭 一

平成 18 年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政
法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

(諮問第 105 号)

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法第 20 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

1 枚めくっていただきまして、1 ページと振ってあるページをごらんいただきたいと思います。下の方の説明のところに書いてございますが、「この計画案は、農林水産大臣が、水産資源保護法の規定に基づき、独立行政法人水産総合研究センターが人工ふ化放流を実施すべき河川及び放流数を定めようとするものである」というものでございます。

1 枚めくっていただきまして、2 ページに全体の総括表がございまして、さけ、からふとます、さくらます、べにざけについて、放流水系数、放流施設数、放流予定数を記述しております。括弧内が前年度で、その下に記載している数値が 18 年度の計画案です。

内容といたしまして、さけについては 10 水系、10 施設で 1 億 2,900 万尾を放流することとしております。さけについては前年度より 2,900 万尾減少しておりますが、これは平成 9 年度から進めてきた資源増大のためのふ化放流の民間移行によるものです。18 年度はその最終年度に当たり、北海道東部の当幌川にある計根別事業所、北海道中央部の敷生川にある敷生事業所、北海道南部の知内川にある知内事業所の 3 事業所の 2,900 万尾分を民間に移行することとしており、その分が減少しております。この放流分については民間で放流するということで、北海道全体のさけの放流数は変更されないこととなっております。

からふとますについては、前年同様 3 水系 3 施設で 720 万尾を放流することとしております。

次いでさくらますとべにざけですが、これらの魚種については過去 5 年間の河川捕獲数の変動が大きく、そうしたことを踏まえた見直しをしております。さくらますについては 6 水系 6 施設で 270 万尾を放流することとしておりまして、過去 5 年間の実績や昨年の河川ごとの回帰状況等を考慮して策定しているものです。さくらますの放流予定数は前年度より 73 万尾の減少となっておりますが、このうち 58 万尾については北海道の日本海南部の朱太川への放流であります。この関係について水産総合研究センターでは、この河川を利用して北海道庁、地元町村、漁業団体等との連携を図りながら河川環境と調和したさくらますの増殖手法の開発を進めることとしており、個体群の維持のためのふ化放流計画から外しておりますけれども、研究開発の一環として放流することとしております。したがって、実質的な放流数としてはこの表のほかに約 50 万尾のさくらますの放流を予定しております。

このほか、河川での回帰状況がおもわしくない遊楽部川の 19 万尾の放流を中止したということで、270 万尾の放流の計画となっております。

べにざけにつきましては、この 5 年間河川捕獲数の変動が大きく、種卵の確保が不安定なために、今後は回帰効果のより高いスマルト放流のみを行うこととしております。数量としては前年度より 12 万尾減の 15 万尾放流ということになっておりますけれども、このスマルトの春の放流ということについて見ますと前年度が 19 万尾ということで、それに対する 15 万尾ということでございます。これを精一杯利用するということでございますけれども、種卵の確保状況からこういう数字になっているということでございます。

以上が総括表で、18 年度は 14 水系で 13 施設を用いて、全体で 1 億 3,905 万尾を放流することとしてございます。

次のページをめくっていただきまして、3 ページにそれぞれの水系別、魚種別の内訳がござい

す。内容の説明は省略させていただきたいと思います。

以上が諮問の内容でございますが、参考資料として都道府県が定める予定のさけ・ますのふ化放流計画を示しております。

5 ページをごらんいただきたいと思います。全体としまして、表にいろいろたくさん欄がございますが、下から3段目に全国計がございます。さけ、からふとます、さくらます、べにざけという種類別となっております。さけについては増加、からふとますについては前年同、さくらますについては増加、べにざけについては減少ということで、全魚種合計で19億7,173万尾の放流と、若干増加して放流するというところでございます。

次の6ページをごらんいただきますと、さけ・ます人工ふ化放流事業全体の概要でございます。まず左の上の表がさけでございます。最近では約18億尾程度放流しております。さけは御案内のとおり4年後に主たる群れが帰ってくるということで、その横に4年後の沿岸来遊数、回帰率、これは単純な計算による単純回帰率ですが、そうしたものを記載してございます。11年、12年と4,800万尾、4,400万尾と減少した後に回復しており、最近3年間は、7,000万尾台と高水準を維持しております。

さくらますについては、日本海沿岸各地で成長ステージが異なるさくらますの漁獲、あるいは河川内の漁獲もあるということから、沿岸来遊数という概念での効果の比較はできないということで、放流数、それから河川捕獲数を記載しております。放流数については昭和40年から50年代には500万尾から700万尾台でしたが、徐々にふえて、最近では1,500万尾程度の放流数で推移しております。河川捕獲数については増減しながら推移しているということで、さけやからふとますに比べてふ化放流の効果の発現が困難な魚種であるというふうに考えております。

左下がからふとますでございますが、からふとますは1年ごとに豊漁年、不漁年があるという特徴がありまして、以前は偶数年が豊漁で奇数年が不漁という傾向がございましたが、15年は奇数年ですが1,200万尾近くと豊漁、それから16年は偶数年で580万尾と少なく、奇数年である17年度は900万尾と多くなっております。からふとますの場合には1年置きに豊漁、不漁が見られるわけですが、近年、こういった傾向に変わってきておるということでございます。

最後の7ページでございますが、道県別のさけの沿岸来遊数、放流数、回帰率の推移を記載しております。この中で傾向として見ますと沿岸来遊数は北海道、それから本州日本海の各県につきましては過去と比較して非常に高い水準である一方で、本州の太平洋側、特に岩手県につきましては一時期の低水準からは回復傾向が見られるわけですが、過去の高い水準には達していないという状況となっております。

以上が全体的な状況でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

山下分科会長 ただいまの説明でございました。これも毎年のとおりではございますけれども、今年は実施主体がさけ・ます資源管理センターから水産総合研究センターに変わったということなど若干例年どおりではないこともございました。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

はい、市山委員。

市山特別委員 市山ですけれども、さけ、ますと言えは北海道の産物という形に思われがちですけれども、特にさくらますについて参考資料で回帰率が出ていないというのは何か回帰率を書けない理由があるのでしょうか。まずそれをお聞きしたいと思います。

山下分科会長 お願いします。

長尾栽培養殖課長 書けない理由があるのかという点について、御案内のとおりしろざけにつきましては沿岸の定置で大半が捕獲されるわけで、その捕獲数をもって回帰率と言うことが可能だと考えております。一方、さくらますというのは沿岸各地でいろいろな形の漁業で捕られておりますし、河川における遊魚の利用等もございます。そういう意味でなかなか全体の回帰尾数をつかんでいないということで、ここでは河川の捕獲数を1つの指標としてお示ししているということでございます。

市山特別委員 理由はわかりましたけれども、さけについては過去の例からずっと成功してきていると言いますか、回帰率もだんだんよくなって、北海道とすれば、東北もそうですけれども、優等生漁業の1つではないかなと私はこう思っています。ですから、漁業者の方も、民間へ下ろしてももう大丈夫かなと、私もこう思っていますけれども、大丈夫なものというのは放っておいてもいいのですけれども、比率も出せないような不安定なさくらますにもう少し力を入れていただけないものかなと、こんなことを常々思っているのです。と言うのは、私もこの生態はあまりよくわからないのですけれども、聞くところによると川に1年半も2年近くもいるというのがこの魚の特徴で、それが回帰率が悪い、河川環境が悪いものですから、悪い1つの根源になっているのかなと。ぜひ水産ばかりではなく、河川環境も含めた環境の改善を官民挙げてひとつやっただけでないものかなと。私たちも漁業者として一生懸命になりますけれども、どうぞひとつ水産庁の方も各般にわたって力を入れていってもらえればなと。

さくらますは日本海産の魚なのです。割とローカルな魚なのですが、「さくらます」という名前は桜の色もしているのだけれども、桜の咲くころから始まってくるという魚なので、今、ちょうど盛漁期です。ですけれども、皆さんのお力添えで今年は回帰率というのは大変いいようです、近年では。何よりも、やはり2kg以上になると2,000円近い値段がするという大変高価な魚なので、ぜひひとつこれから力を入れていただきたいなと、こんなことをひとつ課長さん、お願いいたします。

山下分科会長 では、お願いします。

長尾栽培養殖課長 今、市山委員のまさに御指摘のとおり、さくらますはさけと比較しまして1年から2年、河川で生活するという、河川の生活期が非常に長いということでいろいろな影響を受けやすい魚種だというふうに考えております。ただ、今御指摘のように大変価値の高い魚ですし、重要な魚だというふうに考えております。私どもといたしまして、さくらます資源の造成には力を入れていくべきと考えておりますけれども、特に降海するさくらます、スマルトという形での放流が大事だと考えておりますし、また併せて河川生態系の依存度が高いということ、天然産卵も多いということで、今回、独立行政法人の水産総合研究センターがさけのふ化放流、それから調査研究を担当するわけですが、例えば放流するさくらますのすべての耳石に標識をつけるということ、そういったことを通じて天然魚と放流魚の生態的な相互関係を解明して、河川生態系との調和のとれた資源の回復、保全技術の開発を目指すといったようなことも含めまして、新たな水産総合研究センターにおいてぜひさくらますの増大に取り組んでいただきたいと思っておりますし、水産庁としてもいろいろな形でこれに力を入れていきたいというふうに考えております。

山下分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

市山特別委員 はい。

山下分科会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問第 105 号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

【報告事項】

- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく第二種特定海洋生物資源に係る漁獲努力可能量配分量の消化状況報告について

山下分科会長 次には報告事項でございますが、2件でございます。

まず1つ目「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく第二種特定海洋生物資源に係る漁獲努力可能量配分量の消化状況報告について」、説明をお願いいたします。

國府資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。御説明させていただきます。

資料5をごらんください。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく第二種特定海洋生物資源に係る、いわゆる TAE 制度の対象となる魚種につきましては本資源管理分科会にお諮りし、年間の漁獲努力量を決定していただいておりますけれども、平成 17 年漁期にかかる TAE の配分量に対する漁獲努力量の実績について整理、報告させていただくものでございます。

資料5の1ページ目に魚種ごとの、7魚種ございますけれども、その総括表を示しております、Aのところ为本分科会でお決めいただいた TAE の設定量でございます、Bが、「漁獲努力量」と書いてありますところがその実績値でございます。

次のページの2ページには、少し細かい資料なのですが、同じ数字を管理主体ごとに整理させていただいております、ごらんとおりでございます、TAE を超過しているものはなく、いずれも可能量の範囲内でございます。

なお、次の3ページには御参考までに TAE の魚種別の設定海域及び期間を図示しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

報告事項は以上でございます。

山下分科会長 ただいまの説明、漁獲努力可能量、「TAE」というふうには書いたり、「タエ」と読んだりするものですが、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

- ・指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令等の予定について

山下分科会長 それでは、続きましてもう一つ報告事項がございます。「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令等の予定について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長でございます。資料6をお願いいたします。

「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令等の予定について」ということで、今回のこの分科会に省令の一部改正をお諮りしようと、今作業をしているところでございます。その予定しております改正の趣旨、目的、状況につきまして、あらかじめこの分科会で御説明をしたいというものでございます。

まぐろ類につきましては、御案内のとおり大西洋では大西洋まぐろ類保存条約、東部太平洋では全米熱帯まぐろ類条約など、各水域に設立されました地域漁業管理機関によって資源管理が行われ

ております。日本もこれらの条約に加盟をしておるところでございます。この条約に基づきまして、それぞれ保存のための国際委員会が設置されておりまして、その委員会で国別の割当ですとか、操業禁止期間の設定等々、具体的な資源管理を行ってきているものでございます。

2の方でございますが、そういった中で、この委員会のうち2つの委員会で衛星による漁船監視システム（VMS）の導入について勧告が既に出されております。1つはでございますが、大西洋のICCATでございます。2003年11月の年次会合で24m以上の漁船を対象に、委員会が別途定める日からVMSの運用を実施するという勧告が既になされておりました。2004年の11月のこの年次会合におきまして運用開始日を2005年11月1日とするという勧告が採択されております。

それから、東部太平洋のIATTCという方でございますが、これはでございます。2004年の6月の年次会合におきまして同様の措置が求められまして、2005年1月1日以降、できるだけ早期にこのVMSによる監視を実施する、そういうことを求めるという勧告が採択をされているところでございます。

(2)の方でございますが、大西洋の方では昨年、2005年の11月の会合におきまして、従来、キハダマグロにつきましては小型魚の規制ということで、体重3.2kg未満のキハダマグロの採捕禁止というものが存在したわけでございますが、資源の保存管理上、この規制については必要がないという科学委員会の結論を受けまして、廃止するという勧告が昨年の会合でなされているところでございます。

3の「今後の予定」の方でございますが、若干これまでの経緯も書いておりますけれども、VMS、衛星による漁船監視システムの導入につきましての勧告でございますが、これまで各海域における漁期の開始前に操業上の留意事項ということで水産庁の方からいわゆる行政指導ということで漁業者に指導を行ってまいりまして、関係する漁業者の皆さんの方ではこういう勧告が既にあるということは周知がなされている状況でございます。

それからまた、これまでも既にVMSで一部の漁船の方からは実際に報告が来ている状況にもございます。

(2)でございますが、こういった衛星を経由して送信されてまいります位置の情報でございますが、これを陸上、水産庁の方で受信し、データを蓄積していくための陸上のネットワークシステムを改善する必要がございます。これまでその改善の作業をしてまいりましたが、この度、技術的な検討と作業が完了したところでございます。

(3)でございますが、今後、現在及びこの夏までの間でございましてけれども、漁船側の機械の調整ですとか、漁船が送信する位置報告の送信頻度の設定等々の細かい調整を行っておるところでございます。今年、今年までの環境整備が完了する予定でございます。

こういった状況を受けまして、この国際委員会、地域漁業管理委員会の勧告を遵守すべく、今年の8月を目途にVMSの設置と運用を義務づけるということを考えているところでございます。そのために、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の改正等々、所用の改正をする必要があるということも考えております。

併せて、キハダの小型魚の規制については勧告に合わせて規制の緩和を行うということも同時にやりたいというふうに考えております。

ということで、今回のこの資源管理分科会で諮問ができますように今作業を始めているということとを今日は御説明をさせて頂いた次第でございます。

以上でございます。

山下分科会長 ただいま、VMS を導入するというお話を頂きましたけれども、これにつきまして、何か御質問、御意見などはございませんでしょうか。

保田特別委員 ちょっとよろしいですか。

山下分科会長 どうぞ、保田委員。

保田特別委員 この VMS での船位の測定ということでただ今、計画、これからの方向ということでお話をされたのですけれども、我々、さんま漁船もロシア海域、すべての海域に入る船はアルゴス、またはインマルCの VMS の装置をつけて行き来しているわけですが、今、単に「VMS」というふうに言っていますけれども、これはアルゴス又はインマルC、どっちかに限定されるということはないですか。

山下分科会長 どうぞ。

山下遠洋課長 結論から申し上げますと、今いろいろなタイプの、インマルAから始まってBとかFとか、あるいはアルゴス、すべてに対応しようと思っております。

これはちょっと補足いたしますと、今、ロシア水域の例をお話しいただきましたが、まぐる漁船の場合にもそれぞれいろいろなところで沿岸国に 200 海里入漁しております。

その国によってアルゴスであったり、あるいはインマルであったりいたします。今回は、例えば大西洋全域ということで、200 海里の外の公海も含めてやりたいということでございまして、その際に新しい機械を積んで頂くというのは非常に負担も大きいものですから、従来積んでいらっしゃる機械をそのまま使えるということで、陸上、水産庁側の受信の方をすべてに対応できるように環境を整備するという対応しようということをやっているものでございます。

保田特別委員 わかりました。ぜひ新しいものをまた設置しろというようなことのないように、ひとつ、今まで使っているアルゴス、またはインマル系統も同時に使えるような形でぜひやって頂きたいと思いますので、よろしく願います。

山下分科会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【その他】

山下分科会長 以上で本日予定しておりました議事については終了いたしましたけれども、この機会に、本日の議題にかかわらず何か、何でも結構でございますので、ございましたら御発言を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

保田特別委員 これ、やはりこういうふうに見ていいのですか。

山下分科会長 これは今の……。

保田特別委員 この 200 海里のラインなのですからけれども、非常に微妙なところなので、これが公に通じると、ここは大丈夫、水産庁が面倒を見てくれるのではないかと勘違いする部分があるので。

山下分科会長 この資料3の一番後ろのここの線ですね、きっと。

保田特別委員 そうです。

山下分科会長 どうですか。

山下遠洋課長 御指摘の点につきましては微妙な点であることは十分理解した上で、トラブルが発生しないようにまた周知させていただいておりますので、よろしく願います。御協力をお願いします。

市山特別委員 ちょっと質問があるのですが、この資料5の室長さんが説明してくれたこの魚種別にある括弧の中で横に引っ張っている棒は「平成 16 年同期の数値である」ということなのです

が、何の単位をあらわしているのですか、これはゼロですか。例えばいかなごの場合は……。

山下分科会長 資料5の1番目ですか。一番上のページで「()内は」というところですね。注2のところをおっしゃっているのですね。

國府資源管理推進室長 資料5のいかなごの欄の「(-)」の意味ですか。

市山特別委員 はい。

國府資源管理推進室長 これは設定されていないという意味ですが。

市山特別委員 16年度は……。

國府資源管理推進室長 TAEについては同一年度すべてに、TAE 制度が始まったときにすべて一斉に設定したわけではなくて、TAE そのものは資源回復計画と一体となって運用しているものでございますので、設定の年によってばらつきがあるわけです。それで、このいかなごにつきましては平成16年漁期、これは具体的に言いますとTAEの設定期間はそれぞれ魚種ごとによって違いますが、いかなごの場合、16年漁期となると平成16年7月1日から8月31日になるわけでございますけれども、このときにはTAEを設定していなかったということでございます。

山下分科会長 よろしいですか。

市山特別委員 わかりました。

山下分科会長 ということだそうです。

ほかにはいかがでしょうか。

三鬼委員、お願いします。

三鬼委員 ここ最近の報道によると、イラン問題について燃油、これがさらに値上がりするような雰囲気にあるということについて、もうすでに中国あたりも国が対応しているようですが、これ以上の、今ですら悲鳴を上げている中で、国の方の対応というものはこれからもっと何か手を打つようなことは考えられておるのかどうか、ちょっとお聞かせ願えれば、次長さん。

山下分科会長 どなたですかね。

中前次長 御指名がありましたので、今年に入ってから残念ながらまだ上昇傾向にあります。それで、去年も今ごろの時期からずっと燃油対策ということで緊急対策、それからまた補正予算でいろいろな効率的な漁法の展開、あるいはそういった油の効率的な配分の方法についての支援とか、いろいろなことをやったわけですが、そういった補正予算もこれからまさにそれが実施されようというようなことが1つございますし、同時に業種別、あるいは県ごとに漁業者がやれるようないわゆる省エネの行程表というようなものもつくっていただきまして、大体ようやく出そろってきたというようなところでございます。まずはせつかく手がけたそういった事業をしっかりとやっていくということが第一義的には大切なことかと思えます。もちろん、これからの今おっしゃったような状況も十分注視しながら、それは新しいことがあればとらえていかなければいけないと思えますけれども、当面は今申し上げたような対応をしっかりとやっていきたいということでございます。

三鬼委員 よろしく願いいたします。

山下分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、事務局からは何かありますでしょうか。

武田管理課長 次回の資源管理分科会について御報告をいたします。

今回は、本日御説明いたしました「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」等を議題にいたしまして、6月上旬もしくは中旬に開催したいというふうに考えております。後日、個別に日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

す。

以上です。

山下分科会長 次回は6月になるということです。

それでは、以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

3 . 閉 会

答 申 書

審 第 2 号

4月14日

農林水産大臣 中川 昭一 殿

水産政策審議会

会 長 小 野

征 一 郎

1 8 水

平成18年

平成18年4月14日(金)に開催された水産政策審議会第25回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第103号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業
の公示について

諮問第104号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網
漁業(太平洋の海域)の公示について

諮問第105号 水産資源保護法に基づく「平成18年度の溯河性魚類のうち、
さけ及びますの個体群維持のために独立行政法人水産総合
研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画」